

○ 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）（附則第一二十七条関係）

改 正 案	現 行
（再評価差額金の取崩しの特例）  第八条の二 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式の発行者である会社又は同条第十三項に規定する証券業協会に備える同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社は、定款をもつて、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもつてその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。 2～6（略）	（再評価差額金の取崩しの特例）  第八条の二 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式の発行者である会社又は同条第十一項に規定する証券業協会に備える同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社は、定款をもつて、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもつてその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。